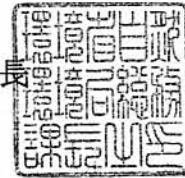


環自総発第 031118002 号

平成15年11月18日

東北北海道地区自然保護事務所長 殿

自然環境局総務課長



住宅地等における農薬使用について

先般制定された、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の規定に基づく農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）第6条において、農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない旨規定されたところである。

これを踏まえ、農林水産省消費・安全局長から地方農政局長あてに別紙のとおり通知が発出されたことについて、環境省環境管理局水環境部長から当局あて連絡があり、併せて管下関連部局への周知につき依頼があったところである。

については、貴事務所においても、別紙について了知のうえ、農薬の使用に当たっては遺憾なきを期せられたい。